公益信託 京都ライオンズクラフ 地域社会奉仕活動助成基金

受付	受付	
目	番号	

「助成金」交付申請書

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による助成金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。

なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて委託者や信託管理人、主務官庁等に開示することに同意します。

また、助成が決定しましたときは受給者の氏名・所属・助成対象の内容・業績等について公表される場合があることに同意します。

私(法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。)は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

年 月 日

						+	л н
申請者 (団体・個人)	団体名	(フリガナ)	所在地 TEL	()		
	代表者名	(フリガナ) (年 月 日生)	〒 自 宅 住 所 TEL メールア	(``\u)		
	氏 名	(フリガナ) (年 月 日生)	ー フェー デー 自 宅	()		
	職業勤務先		勤務先所 在地 TEL	()		
申請	青事業題目						
1 青少年の健全育成 2 地域環境の保全・向上 3 その他 障害児(者)福祉 事故被災家庭の援り 文化財の保護			交付希望金額				円
		3 その他 障害児(者)福祉 事故被災家庭の援助	当基金助成金 受給実績の有		<u>年度</u> 年度 年度		<u>円</u> 円 円
団	発 足	年 月 日	申請事業内容の具体的説明・助成金の使途等を記入のこと				
体	支 部	有 (件) · 無					
の経	会員数	名					
歴 •	役職等 メンバー	名					
規模	主な事業 目的						
	氏名		印	推薦事由			
才 原	推住所 (連絡先)	TEL ()					
	職業 勤務先						

注)この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

《銀行使用欄》

精	登	
查	録	
印	印	

助成金振込口座届

ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名(3桁の漢数字)、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入く ださい。

お	銀行名		□をつけてください	支店名		□をつけてください		
振込先			□銀行 □信用金庫 □信用組合 □農協			□支店 □出張所 □営業所		
預金種別	普通預金 ゆうちょ銀行の「通常貯金」も 「普通預金」として取り扱います。	口座番号						
お受取人	【ご留意事項】 法人名義の場合、代表者の肩書や 代表者名までの記載が必要な場合	フリガナ						
	があります。	口座名義						

※この申請でご提供いただく振込口座情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私(法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。)は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いつさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者(以下これらを「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - A.暴力団
 - B.暴力団員
 - C.暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D.暴力団準構成員
 - E.暴力団関係企業
 - F.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G.その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に 暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
 - E.その他前各号に準ずる行為